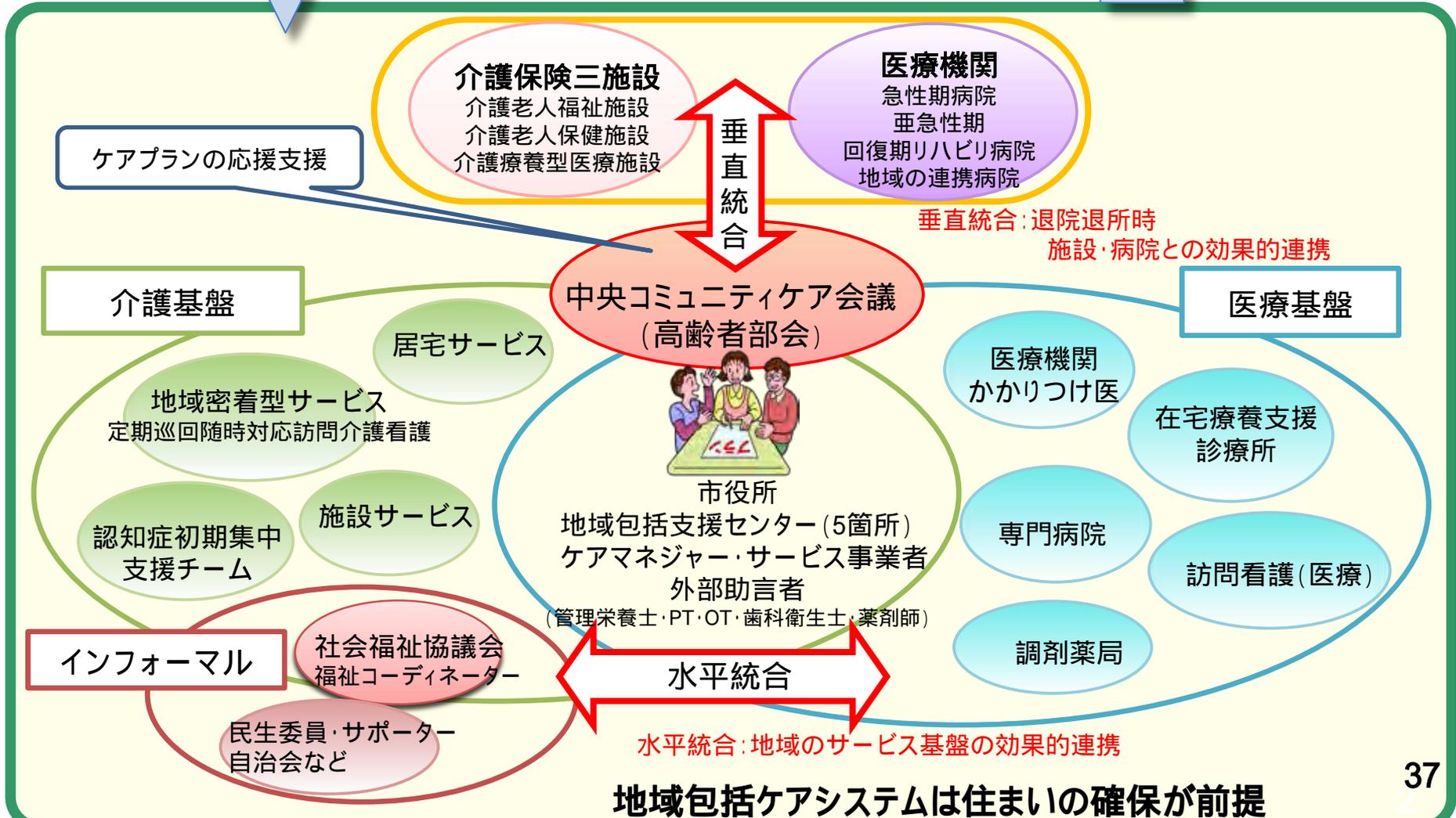


# 他制度・多職種連携(高齢者)

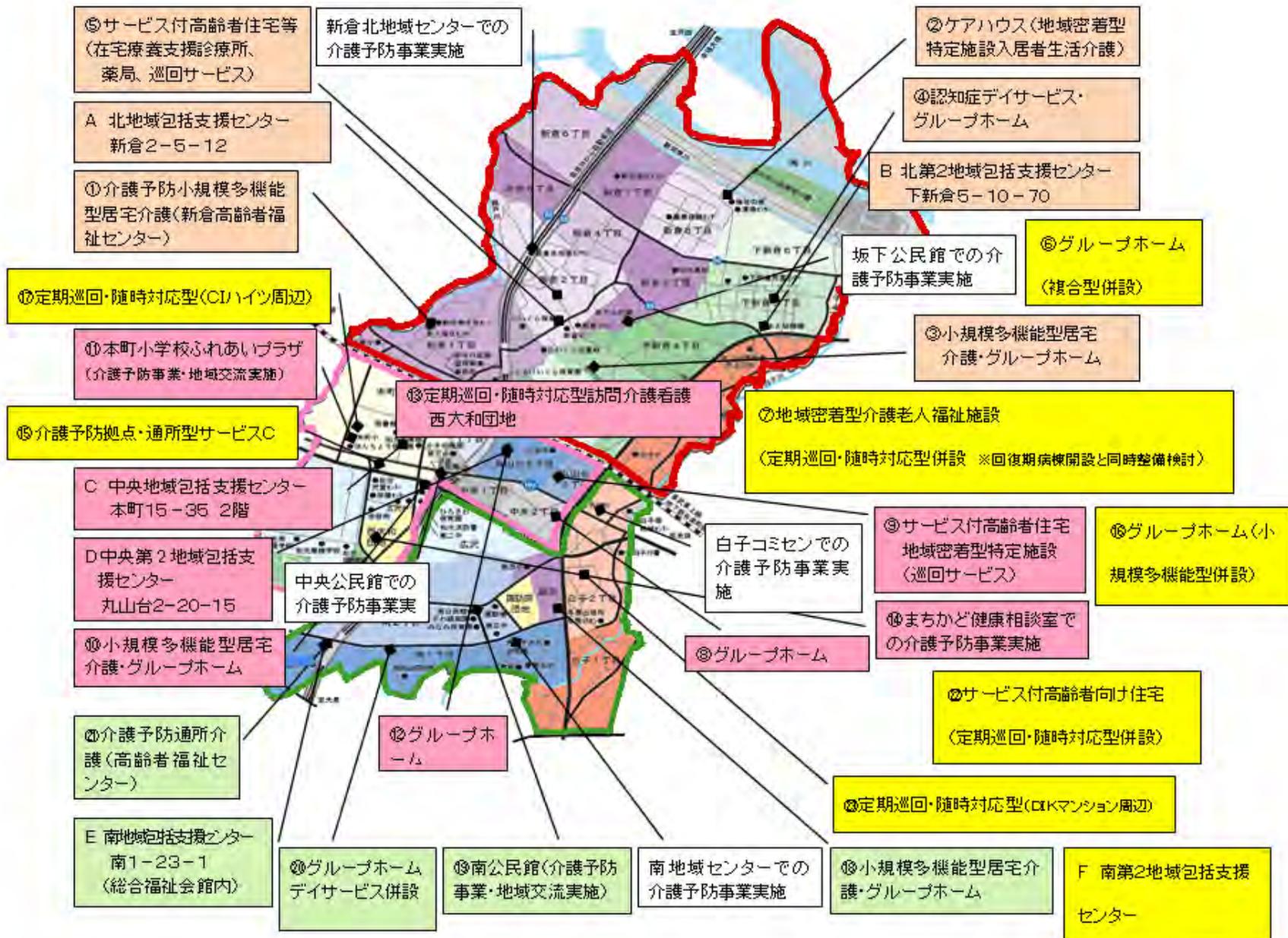
すべての部署がアセスメントを行い、複合的な課題が発見された場合は、他制度・多職種のチームケアにより一体的な支援を提供し、解決を図る。



複合的・潜在的な課題の発見が迅速になり、必要サービスを適切に受けられる。



# 和光市長寿あんしんグランドデザイン



# ミクロの ケアマネジメント支援

自立支援型ケアマネジメントとチームケア

～ 地域ケア会議を活用して ～

# 介護保険法の本質理解（一部条文抜粋）

<p>第一条（目的）</p>	<p>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態、これらの者が<b>尊厳を保持し</b>、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって<b>国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的</b></p>
<p>第二条 第二項 （保険給付）</p>	<p><b>保険給付は、要介護状態の軽減又は悪化防止、医療との連携に充分配慮して行わなければならない</b></p>
<p>第二条 第三項</p>	<p><b>保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。</b></p>
<p>第二条 第四項</p>	<p><b>保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように</b></p>
<p>第四条 （国民の努力義務）</p>	<p><b>加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリ・福祉サービスを利用し、その有する能力の維持向上に努める</b></p>

# 和光市コミュニティケア会議



# コミュニティケア会議の内容

地域包括ケアを念頭においた自立支援に資する高齢者（市民）  
に対する**ケアプラン等の調整・支援**

効果的ケアマネジメントの質の向上（**給付適正効果**）

地域包括職員、ケアマネ及びサービス事業者等への

○JTによる専門性の向上（人材育成）

他制度・多職種によるチームケアの編成支援

（参加メンバー）

恒常的メンバー

保険者（市）、地域包括支援センター（5か所24人）、

外部からの助言者（医師・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士）

個別プランに関係する時のみ参加するメンバー（例）

消費生活相談員等の市役所関係者、成年後見候補者、居宅支援事業者、訪問介護事業者、グループホーム、小規模多機能施設職員、その他社会資源関係者

個別ケースのケアマネはじめサービス担当者 等

# 和光市のケアマネジメントの機能強化概要

高齢者(市民)尊厳とQOLの向上のために

高齢者(市民)制度  
周知・理解

法第1条・2条・4条を  
中心とした広報  
出前講座 等

ケアマネージャーの育成  
(専門性の向上)

自立支援の認識  
予防・重症化遅延  
保険者の独自研修

介護サービス  
事業者育成  
(専門性の向上)

自立支援の認識  
予防・重症化遅延  
保険者の独自研修

和光市コミュニティケア会議

- …ケースの調整、他制度多職種の連結及びOJT(ケアマネ・サービス事業者 等)の場
  - …アセスメント統一、訪問介護や通所介護等の個別サービス計画書様式の統一(ICT)
- 独自研修の座学は、知識習得はもとよりOJTに耐えうる考えを学ぶこと。

専門性の高いケアマネジメントの提供 →→→ 高齢者(市民)の幸福

# 個人因子・環境因子（和光市方式）

## IADL（生活行為）に対して

個人因子



- ・身体機能・認知機能について
- ・廃用系、疾病等及び性格について
- ・状態回復出来るものか、出来ないものか。

### 的確なアセス

環境因子



- ・家族や近隣の知人の背景は？
- ・在宅や地域の日常生活動導線は？
- ・かかりつけ医や民生委員等の関係は？
- ・生涯生活歴は？

接遇・洞察能力を身に付ける  
他制度を知る・チームの力を生かす  
経済的因子にも注意を！